

大東監 第207号
平成22年4月23日

請求人 様

大東市監査委員 北本 慶三

大東市監査委員 三ツ川 武

住民監査請求について（通知）

地方自治法第242条の住民監査請求を行うためには、請求人が違法・不当と主張する財務会計上の行為または怠る事実について、違法・不当とするその理由あるいは事実を明確に示さなければならない。

しかしながら請求人が示す事実は、ごみ等の収集委託業務の契約を入札の方法によって実施している団体が存在していることを示すにすぎず、市が随意契約を行った際の裁量判断に合理的範囲を逸脱するような違法・不当が存在することを示してない。

請求人の請求は住民監査請求の要件を欠いており、これを却下する。